

0. 東京湾水環境再生計画（概要）

■ 計画の目的

東京湾の水環境再生・創出に関する計画としては、東京湾及びその流域を対象とした「陸」から「海」までを含む広域の計画として「東京湾再生のための行動計画（第一期）」（東京湾再生推進会議～関係省庁・関係都県市）（以下、「行動計画（第一期）」という。）が策定された。国土交通省としても同計画に主体的に参画しており、その地方支分部局である関東地方整備局は同計画を上位計画として、関東地方整備局が主体的に進める東京湾の水環境再生・創出のための様々な施策をより一層推進することを目的として、概ね10年間の行動計画として平成18年に「当初再生計画」を策定し、様々な関係機関との連携により東京湾の再生に取り組んできた。

「行動計画（第一期）」は、策定後10年間の取組を評価し・総括し、平成25年5月に新たな10年間を目標として「東京湾再生のための行動計画（第二期）」（以下、「行動計画（第二期）」という。）が策定されたことから、それらも踏まえ、これまで取り組んできた評価や新しい動きも踏まえ、「東京湾水環境再生計画」（以下、「本再生計画」という。）として改訂する。

■ 基本姿勢

当初再生計画に引き続き、「現在よりも一歩でも前に」を基本姿勢とし、多様な主体との連携・協働により、東京湾の水環境を少しでも改善していくこととし、大きな施策に拘泥することなく、小規模あるいは部分的な施策であっても着実に効果のあがる施策展開にも努めるとともに、国民の目線が少しでも海／東京湾に向くよう行動し、海の愛好者（海ファン）を増やすように努力する。

■ 計画の包括的目標

【計画の包括的目標】

都市の水環境に対する価値観を普遍的なものとし、人々があまねく海からの恵みを享受できるよう、人と海の自然なつながりを取り戻し、多様な生物や文化を育み、良好な水環境が保たれている、東アジアのモデルとして世界に誇れる「美しく豊かな東京湾」の形成を推進する。

■ 今後の取り組みの基本方向

東京湾の水環境は首都圏環境の指標の観点から、関東地方整備局が今後主体的に取り組む3つの基本方向を以下に示す。

（1）人と海のつながりの再生・創出

- ①美しく豊かな東京湾の形成への共鳴・共感
- ②多様な主体との連携・協働によるビジョンの実現
- ③効果を共有する調査・モニタリング・技術開発

（2）良好な水環境の再生・創出

- ①「陸」における水環境の改善
- ②「海」における水環境の改善
- ③広域的・総合的な水環境の改善

（3）多様な生物の生息環境の再生・創出

- ①生物の生息場の改善
- ②湾内の生態系ネットワークを考慮した生物生息環境の改善

■ 実現に向けた具体的施策

計画の包括的目標、今後の取り組みの基本方向に沿って、全体的かつ長期的な視点から、多様な主体との連携・協働のもと、施策の重点化・効率化を図った上で、あらゆる段階における環境配慮の標準化を基本としつつ、美しく豊かな東京湾の形成に向け、当初再生計画に引き続き以下に示す5つの具体的施策（プラン）を推進していく。

- (1) 水質改善プラン
 - a) 下水道整備の推進と高度処理の積極導入による流入汚濁負荷対策
 - b) 河川浄化対策による汚濁負荷削減
 - c) 汚泥浚渫・覆砂による水質の改善
 - d) 深掘跡の埋戻しによる青潮等の対策
 - e) 赤潮発生回数の減少に向けた技術開発
 - f) ダイオキシン類等の有害化学物質を含む底質の改善
 - g) バラスト水等による外来生物対策
 - h) 自然エネルギーの積極的な導入
 - i) 浚渫土砂等の高度利用の推進
- (2) 生物生息環境改善プラン
 - a) 多自然川づくりの推進
 - b) 干潟・藻場・浅場等の保全・再生・創出
 - c) 生物共生型港湾構造物の普及
 - d) NPOや企業、漁業者等による藻場の造成の推進
- (3) クリーンアッププラン
 - a) 一般海域及び河川での浮遊ゴミ・油回収
 - b) 海岸清掃・河川敷清掃
 - c) ゴミ、自動車等の不法投棄対策
 - d) 放置艇対策
- (4) 水環境連携・協働プラン
 - a) ビジョンを共有する計画づくりの推進
 - b) 関係行政機関の連携による環境対策の推進
 - c) 順応的管理手法の導入
 - d) 東京湾水環境の利活用の推進
 - e) 親しみやすい河川水辺整備の推進
 - f) 良好な海辺景観の形成
 - g) 海辺空間の開放と利活用
- (5) 調査・モニタリングプラン
 - a) 定常的な海洋環境データの収集・解析・公表・蓄積
 - b) 海洋環境の調査・モニタリング
 - c) 河川環境の調査・モニタリング

■ 効果の把握と評価

今後の取り組みの基本方向をもとに、概ね10年（平成37年目途）の直接的・間接的な行動目標として、

- (1) 人と海のつながりの再生・創出の観点（人が海にふれあう親水空間の拠点数の増加等、6項目）
- (2) 良好な水環境の再生・創出の観点（COD、T-N、T-P環境基準の達成率の向上等、6項目）
- (3) 多様な生物の生息環境の再生・創出の観点（生態系ネットワーク拠点数の増加等、5項目）の3つの観点において、効果把握のための評価指標（計17項目）を東京湾再生官民連携フォーラムが提案した指標も参考に再整理し、設定する。ただし、個々の指標に目標値を設定し、それぞれを単独に評価することはせず、3つの観点から水環境全体を総合的に評価することとする。

■ 推進体制

東京湾は、市民・住民・漁業者・NPO・企業等と行政が、生活から社会経済活動のあらゆるレベルにおいて、対等に関わり合いながら成り立っているものであり、多様な主体との連携・協働により、ビジョンを共有しながら水環境の改善に努め、常に東京湾を全体的（ホリスティック*）に捉えていくことが重要である。「本再生計画」の提案により、東京湾の水環境を現在よりも少しでも良い方向に改善しようとするものであり、企画部～建政部～河川部～港湾空港部～関係事務所からなる局の体制を強化し、PDCAの流れに基づき、局の枢要的取り組みとして行動することとしたい。

* : P131 を参照

（本件に関する問い合わせ先）

総合相談窓口／企画部

<http://www.ktr.mlit.go.jp/soshiki/soshiki00000044.html>

企画部 企画課

電話：048-600-1329

港湾空港部 沿岸域管理官付

電話：045-211-7404